

エンディングノート

内容	高齢者の方が、今までの人生の振り返りと、「エンディング」（最期）までを自分らしく生きるための準備として、エンディングノートーわたしからのラストメッセージ（厚木市版）を作成しています。	 HPはこちらから
----	---	---

問 介護福祉課

☎ 225-2220

終活相談

内容	自分らしい人生の最期を迎えることができるよう適切な助言等を行うため、司法書士による終活相談を実施しています。相談は無料です。	 HPはこちらから
対象	厚木市内在住の高齢者	
相談日	毎月第2・第3火曜日 13時～15時（1人1時間）	

問 社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会（厚木市権利擁護支援センター）

☎ 225-2939

受付▶ 予約は月～金（祝祭日、年末年始を除く）8時30分～17時15分

成年後見相談

内容	成年後見制度の利用方法や後見人等の実務に関する事など、弁護士や司法書士が相談をお受けします。相談は無料です。	 HPはこちらから
相談日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士による相談 毎月第3木曜日 13時～14時（1人1時間） ・ 司法書士による相談 毎月第2・第3火曜日 13時～16時（1人1時間） 	

問 社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会（厚木市権利擁護支援センター）

☎ 225-2939

受付▶ 予約は月～金（祝祭日、年末年始を除く）8時30分～17時15分

厚木市権利擁護支援センター

内容	成年後見制度の総合的な推進を図るとともに、高齢者及び障がい者の権利侵害を解消するため、成年後見制度の利用促進と高齢者・障がい者の虐待防止に係る広報及び啓発活動を行います。	 HPはこちらから
----	---	---

問 社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会

☎ 225-2939

受付▶月～金（祝祭日、年末年始を除く）8時30分～17時15分

ご遺族サポートコーナー

内容	家族が亡くなられた後、ご遺族の方が行わなければならない市役所での手続きについて、説明、複数申請書の作成などの手続き補助、各種相談窓口のご案内をします。	 HPはこちらから
----	---	---

問 市民課

☎ 225-2115

受付▶月～金（祝祭日、年末年始を除く）9時～16時（予約制）





年金を受けている方が亡くなった場合は

亡くなった方の年金について(未支給年金)

年金は死亡した月の分まで支給されます。亡くなられた方の年金を死亡された方と生計を同じくする方に支給する制度です。

※亡くなられた方が受給されていた年金により請求先が異なります。

※問い合わせの際は亡くなられた方の基礎年金番号やマイナンバーがあるとスムーズです。

問国保年金課 ☎ 225-2121

問日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

遺族厚生(共済)年金

老齢厚生年金等を受けている方が亡くなられたときに亡くなられた方によって生計を維持されていた配偶者等が受け取ることができる年金です。(受給には要件があります)。亡くなられた方が受給されていた年金により請求先が異なります。

※問い合わせの際は、亡くなられた方や請求される方の基礎年金番号や、マイナンバーがわかるものがあるとスムーズです。

問日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

問各共済組合

寡婦年金

寡婦年金は第1号被保険者として国民年金の保険料を10年以上納めた夫が年金を受け取ることなく死亡してしまったときに、生計を維持されていた婚姻期間が10年以上ある妻に対し、60歳から65歳になるまでの5年間に支給されるものです。

寡婦年金の額は、夫が受けられたであろう老齢基礎年金の4分の3です。

問国保年金課 ☎ 225-2121